

令和 6年 8月21日

株式会社 ロジネット・クオリティ 行動計画（第4回目）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境をつくることにより、全社員がその能力を十分に発揮できるようにすること及び次世代育成支援対策を講ずることを目的とし、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 9月 1日 ～ 令和 8年 8月31日の2年間

2. 内容

目標1. 計画期間中に仕事と子育て時の両立を図るため労働時間の弾力的措置を実施する。

（対策）

令和 6年10月 ～ 三歳以上の子を養育する社員に対する所定労働時間の制限、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ制度のニーズを社員から聴き取り

令和 7年 1月 ～ 実施事項の決定

令和 7年 2月 ～ 社内文書により社員に周知

令和 7年 4月 ～ 実施

目標2. 特に男性社員へ子育て目的の休暇の促進を会社の方針であることを周知するため育児休業・介護休業などの育児休業に関する育児介護休業法、労働基準法、雇用保険法、健康保険法等の諸制度の周知を行なう。

（対策）

令和 6年10月 ～ 専門家による説明会の実施と資料の交付（全社員を対象とする）

令和 7年10月 ～ 専門家による説明会の実施と資料の交付（全社員を対象とする）

令和 8年 6月 ～ 専門家による説明会の実施と資料の交付（全社員を対象とする）

目標3. 計画期間中に子の看護休暇を法定以上に与える措置の実施

（対策）

令和 6年10月 ～ 子の看護休暇を法定以上に与える（子が一人の場合6日、子が二人以上の場合は12日迄）ことを定め周知の上利用促進を図る

目標 4. 計画期間中に要介護状態にある家族の介護休暇を法定以上に与える措置の実施

(対策)

令和 5 年 4 月 ～ 介護休暇を法定以上に与える（対象家族が一人の場合 6 日、2 人以上の場合は 12 日迄）ことの周知の上利用促進を図る。